
第4章 具体的な取組・活動を通じた推進

新たな取組を進めることも重要ですし、“これまで”取り組んできたことを、“これから”も着実に実施することも大切です。

第1～3章を振り返りながら、これらの取組・活動について、どんなことをするかだけでなく、なぜ必要かまで考えてみましょう。

第4章では、第3章の基本構想に基づいて進める具体的な取組や活動について、その内容や各主体の関わり方などを説明します。

内容

- 1 包括的な相談支援体制の充実
～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする
総合相談体制の構築～
- 2 暮らしを支える環境整備
～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等
を取り巻く支援環境の整備～

第4章の見方

目指す姿

- 8つの「取組の柱」ごとに、取組を進めて実現を目指す関係性や状態を掲げています。

機能表示

- 8つの「取組の柱」が、国の基本計画において、地域連携ネットワーク及び中核機関で整備すべき機能である、「①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援」の何を担うのかを示しています。
- なお、豊田市独自で設定しているものについては、「豊田市独自」と表示しています。

(2) 支援者からセンターにつながる仕組みづくり

広報

相談

目指す姿

- 各支援者が対応している案件において、権利擁護支援の課題があるのではないかと気づき、総合相談体制の中から豊田市成年後見支援センターに確実につなげることができています。
- 地域から段階的につながる体制が整っていると同時に、相談初期の段階から関係機関間の連携の重要性を認識し、適切な役割分担ができています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【地域包括支援センター^①及び 障がい者相談支援事業所^②】 成年後見制度に関する相談対応について「センターにつながる」割合	①63.0% ②75.0%	↗
【居宅介護支援事業所^③及び 指定特定相談支援事業所^④】 成年後見制度に関する相談対応について「センター又は地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所につながる」割合	③72.0% ④33.0%	↗



多機関合同事例検討会

評価指標

- 「目指す姿」にどの程度近づいているかを確認するための指標名、現状値、計画最終年に向けてめざす方向を示しています。
- 現状値を把握していない指標は、「―」とし、今後把握していきます。
- めざす方向の「↗」は上昇、「➡」は維持を示しています。

早くフローを整理してほしい。その際、活きた意見をキャッチしたいなら、各窓口の状況を知るべき。

<地域包括支援センター職員>

現在の相談事業を生かせる体制づくりをし、すべてにつなげることのできる場所であってほしいと思います。

<精神障がい者の家族>

私たちの声

- 個別ヒアリング等で得た、8つの「取組の柱」に関する市民や支援者、専門職の声です。

具体的取組

- 取組の性質ごとに3分類し、優先順位やメリハリを付けて推進しています。
 - ★ 重点取組 …… 新規又は拡充を行う取組。達成に向けて、取組指標を掲げます。
 - 基礎取組 …… 既に実施している基本的な取組。毎年度実績を確認していきます。
 - ◇ 懸案事項 …… 体制強化に向けて検討を進める事項。計画期間内で方向性を決めます。

具体的取組

★重点

① 成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

【担当課】福祉総合相談課

・ 支援者において、成年後見制度の利用により権利擁護を図る必要がある方をセンターにつなげることが適切にできるように、判断の目安となる基準を作成し展開します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	内容検討	活用開始	〃	← 前半3か年の状況を踏まえて再設定 →		

② 【○基礎】 多機関合同事例検討会の実施

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

・ 認知症初期集中支援チーム⁶・基幹包括支援センター・生活困窮者自立支援機関・コミュニティソーシャルワーカー等と、豊田市成年後見支援センターとの連携強化のため、合同で事例検討会を実施します。

③ 【○基礎】 総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談事業所における相談対応

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

・ 各支援機関において、権利擁護支援の1次窓口として、その必要性を意識した相談対応をします。

④ 【◇懸案】 消費生活センターとの連携策の検討

・ 消費者被害等に対する権利擁護を図る視点での連携策を検討します。

⁶ 家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを

私たちの関わり方

● P.31～33 で記載した権利擁護支援に関わる5つの主体ごとに、各取組への関わり方の度合いを示しています。

- *** …… 当該取組を進める上で、中心となる主体
- *** …… 当該取組に参画する主体
- *** …… 当該取組が実施されることを理解する主体

基本的な考え方 1

包括的な相談支援体制の充実

～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～

(1) 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

広報

目指す姿

- 成年後見制度を知っている市民が増えています。
- 認知症や障がい、病気などにより不安や悩みを抱えたときは、本人だけでなく、地域の身近な人が気づくことで、相談につながりやすくなっています。
- 成年後見制度や権利擁護支援の必要性や本人情報シート等の活用方法などについて、支援者や専門職が継続的に学ぶことのできる環境が整い、知識や理解が深まっています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【一般市民】 成年後見制度の認知度	22.9%	▲



豊田市成年後見支援センター主催の研修

施設に来られる保護者以外も含め、的確な良い情報が届くと良いと思います。

<障がい者支援施設職員>

よりたくさんの事例(メリット&課題)や、チームの支援体制も入れた事例集を作成して頂けるとよいです。

<知的障がい者の家族>

具体的取組

★重点

① 支援者・専門職向け研修会の開催

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉総合相談課、高齢福祉課、障がい福祉課

- ・本人情報シートの活用など必要なテーマを設定し、地域包括支援センター職員やケアマネジャー、相談支援専門員、医療従事者等の支援者、専門職に対して定期的な研修の機会を提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	研修実施	〃	〃	前半3か年の状況を踏まえて再設定		

② 【○基礎】 市民向け啓発の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・当事者団体や家族会などからの依頼を通じ、豊田市役所・センター・専門職の連携により、成年後見制度の必要性や効果、不安に感じることの実情などを含めた具体的な事例を用いて、わかりやすい啓発を実施します。
- ・センターだけでなく、社協支所・窓口（中核機関ブランチ機能）や市民後見人バンク登録者も啓発に参加できるメニューを用意して、更なる醸成を進めます。
- ・センターニュースレターの発信や民生委員児童委員協議会等での施策動向の情報提供など、成年後見制度に関する情報を頻繁に目にする機会を作ります。

③ 【○基礎】 金融機関向け研修会の開催

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・金融機関職員に対して、成年後見制度とセンターの役割の理解を効果的に進めるため、認知症サポーター養成講座と連携した研修を実施します。

(2) 支援者からセンターにつながる仕組みづくり



広報

相談

目指す姿

- 各支援者が対応をしている案件において、権利擁護支援の課題があるのではないかと気づき、総合相談体制の中から豊田市成年後見支援センターに確実につなげることができています。
- 地域から段階的につながる体制が整っていると同時に、相談初期の段階から関係機関間の連携の重要性を認識し、適切な役割分担ができています。

評価指標

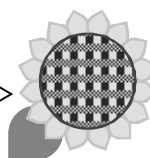
指標名	現状値	めざす方向
【地域包括支援センター^① 及び 障がい者相談支援事業所^②】 成年後見制度に関する相談対応について「センターにつなげる」割合	①63.0% ②75.0%	
【居宅介護支援事業所^③ 及び 指定特定相談支援事業所^④】 成年後見制度に関する相談対応について「センター又は地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所につなげる」割合	③72.0% ④33.0%	



多機関合同事例検討会

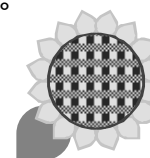
早くフローを整理してほしい。その際、活きた意見をキャッチしたいなら、各窓口の状況を知るべき。

<地域包括支援センター職員>



現在の相談事業を生かせる体制づくりをし、すべてにつなげることのできる場所であってほしいと思います。

<精神障がい者の家族>



具体的取組

★重点

① センターにつなげるケースの目安の作成

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉総合相談課、高齢福祉課、障がい福祉課

- ・支援者が、成年後見制度の利用により権利擁護を図る必要がある方をセンターにつなげることが適切にできるよう、判断の目安となる基準を作成し、展開します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	内容検討	活用開始	〃	← 前半3か年の状況を踏まえて再設定 →		

② [○基礎] 多機関合同事例検討会の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・認知症初期集中支援チーム⁷・基幹包括支援センター・生活困窮者自立支援機関・コミュニティソーシャルワーカー等と、センターとの連携強化のため、合同で事例検討会を実施します。

③ [○基礎] 総合相談窓口⁸・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・各支援機関において、権利擁護支援の1次窓口として、その必要性を意識した相談対応をします。

④ [◇懸案] 消費生活センターとの連携策の検討

- ・消費者被害等に対する権利擁護を図る視点での連携策を検討します。

⁷ 家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う専門医と医療職・介護職からなる支援チーム。

⁸ 豊田市役所福祉総合相談課と豊田市社会福祉協議会（福祉センター）の相談窓口を示す。

(3) 成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築

相談

目指す姿

- 各ケース会議等への出席や専門職の同行による見立て・助言等を通じ、豊田市成年後見支援センターが基点となり、権利擁護支援の方針についての検討や判断が実施されています。
- 本人の判断能力に関する状態変化に応じた適切な時期に、日常生活自立支援事業等から成年後見制度への移行が行われています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【センター】 センターで受任調整した案件のうち、事前にセンターがアウトリーチで訪問した又はケース会議に出席した割合	98.6%	→
【センター（社会福祉協議会）】 日常生活自立支援事業等他事業から移行すべきと判断された案件のうち、実際に成年後見制度の利用に進んだ割合	—	↗

※平成30年4月～令和元年10月の期間で受任調整した73件（途中で本人が死亡したなどを除く）の状況

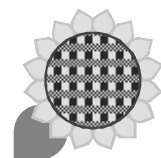
ひとはみんなのために、みんなはひとりのために

市役所や社協の20代・30代の若手職員が生きいき活躍し、中堅・ベテラン職員がそれを支えていく中で、この計画ができました。

そして、地域の現場で汗を流す人たちの、日々の小さな活動の積み重ねによって、この計画は支えられていきます。

豊田に縁のあるすべての人が幸せに暮らせるよう、「チームとよた」の一員であることを誇りに、私もがんばります。

<豊田市成年後見支援センターアドバイザー弁護士>



具体的取組

① [○基礎] センターによる相談対応とケース会議の出席

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・成年後見制度の1次窓口として相談対応するとともに、専門職と連携し、各支援機関によるケース会議等に積極的に出席して、2次窓口として制度の必要性の判断を行います。
- ・この際、アウトリーチを重視していきます。



豊田市成年後見支援センターでの相談対応の様子

② [○基礎] 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の利用者で、判断能力が低下した方を確実に制度利用に結び付け、権利擁護を図ります。また、移行調整の仕組みを整備します。

③ [◇懸案] 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

- ・高齢者や障がい者虐待ケースについて、進捗や対応の方向性の確認を行うとともに、専門的な助言も得られるスクリーニングの仕組みを検討します。

基本的な考え方 2 暮らしを支える環境整備

～意思の尊重と身上保護を主においた本人と
成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～

(1) 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

利用促進

目指す姿

- 本人や家族の状況や状態に合わせて、申立に係る必要な支援が実施されることで、申立人にとって手続きが行いやすい環境が整っています。
- 本人にまつわる福祉・医療・地域等の情報が豊田市成年後見支援センターに集まるとともに、本人の状況や状態を踏まえて、多職種による視点で、本人にとって適切な後見人等候補者が検討できています。
- 身寄りがいない場合や家族に頼ることができない場合でも、成年後見制度が必要であれば利用できるように、市長申立が確実に実施されています。

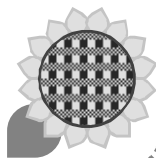
評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【センター】 「実際に選任された後見人等」と「受任調整会議で検討した結果」の合致割合	100%※	➡

※平成 30 年 4 月～令和元年 10 月の期間で受任調整した 73 件（途中で本人が死亡したなどを除く）の状況

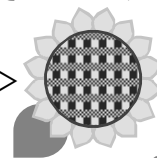
制度をスムーズに利用できる仕組みづくりを。手続きの手順を簡単に。

<知的障がい者の家族>



後見制度や他の制度も含め、私たちは、幅広い知識をもち自己研鑽をし、正確な情報を利用者に伝え、選択していただくことが使命です。

<地域包括支援センター職員>



具体的取組

① [○基礎] 多職種による受任調整会議の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・豊田市成年後見支援センター定例会において、豊田市役所・センター・専門職による「受任調整会議」を実施し、本人の状態・状況を踏まえて、親族後見人以外の受任が適当だと思われる場合は、候補者を検討して申立を実施します。
- ・また、後見人等の交代や複数選任などについても必要性を踏まえて検討します。
- ・専門職団体や家庭裁判所との意見交換等を通じて、必要に応じて受任調整のガイドラインを見直します。



豊田市成年後見支援センター定例会

② [○基礎] センターによる申立支援の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・成年後見制度の利用が必要である本人や家族に対し、申立書類・診断書書式・本人情報シートの説明やセットを配付するとともに、必要に応じて書き方の助言や診断書作成のための支援などを実施します。

③ [○基礎] 市長申立の実施と円滑な実施体制の整備

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがいない場合や親族を頼ることができない場合は、老人福祉法等の規定に基づき、市長申立を実施します。
- ・市長が申立を行うかどうかの検討方法を整理したマニュアル整備や役割分担など、実施体制についても整備を行います。

(2) 多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり

利用促進

目指す姿

- 市民後見人に関する取組は、地域共生社会の実現に向けた施策であるとの位置付けとし、市民と共働で取り組み、地域全体で権利擁護支援の体制が充実しています。
- 低所得な方でも成年後見制度を利用しやすい環境となっています。
- 社会福祉法人や企業など様々な立場が参画し、「まち」全体での権利擁護の取組となっています。

評価指標

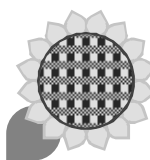
指標名	現状値	めざす方向
【センター】 市民後見人バンク登録者のうち、市民後見人として受任している人数の割合	—	▲



とよた市民後見人育成講座

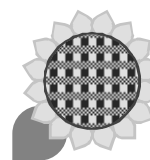
今、私が夫の後見人となっていますが、私ができなくなった場合は公的機関にお願いしたいです。

<認知症高齢者の家族>



制度を利用したくても利用できない人、理由もたくさんあると思います。報酬の高さなど。

<精神障がい者の家族>



具体的取組

★重点

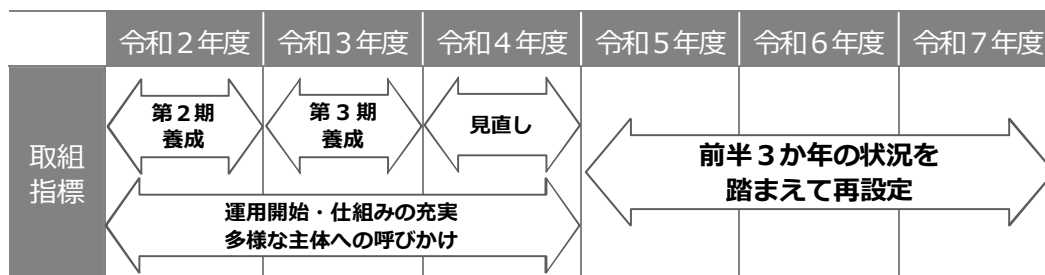
① とよた市民後見人の育成・共働と

寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

【担当課】福祉総合相談課

- ・後見人等となることに関心を持つ市民に対し、後見人等としての視点や姿勢、必要な知識等を習得するための講座を実施するとともに、専門職とセンターによるバックアップ体制を確立し、市民後見人と共働による権利擁護支援を進めます。
- ・また、市民後見活動に対する関係者の理解も深めていきます。
- ・市民による権利擁護支援活動を「まち」全体で支えるため、寄付などにより、企業等も権利擁護の支援に参加できる仕組みを創設します。



② [○基礎] センター法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

- ・センター（社会福祉協議会）が行う法人後見（以下、「センター法人後見」と言います。）では、社会福祉協議会の強みを活かして、身上保護の重視や地域との関わりなどを意識した支援を進めます。
- ・センター法人後見については、透明性や公平性を担保するため、受任調整会議を経て候補者になるとともに、受任件数の実績や人員体制などの運営情報については、多くの市民にも確認していただけるようにホームページ上などで公開していきます。
- ・また、センター法人後見で得られた報酬は、市民の権利擁護支援活動を支える仕組みに充て、地域社会全体での体制づくりへの寄与を図ります。
- ・センター法人後見や日常生活自立支援事業、生活支援員派遣事業の実施においては、センター・社協原課と社協支所・窓口（中核機関ブランチ機能）とが連携しながら、支援体制の充実を図ります。

③ 【○基礎】 利用支援事業⁹の実施と必要に応じた見直し

市民

支援者

専門職

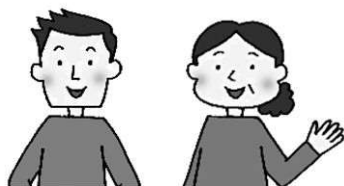
センター

豊田市

- ・低所得な方でも成年後見制度を利用できるように、助成制度を実施します。
- ・また、専門職に対して当該事業内容の周知も進めます。
- ・市民後見人の仕組みと合わせた改正等、今後も必要に応じて制度の見直しを実施します。

④ 【◇懸案】 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

- ・多様な主体が後見活動に携わる「ベストミックスの形式」には、センター（社会福祉協議会）以外にも法人後見実施団体を発掘・育成・活動支援をしていく必要がありますので、その方策について検討を進めます。
- ・また、後見活動は様々な要素が関連しますので、様々な職種の専門性を活用できる可能性があります。社会福祉法人などの職員等が担い手として参画する仕組みについても検討します。



⁹ 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱（P.85～）に基づき、低所得者の成年後見制度の利用にあたり、審判請求費用や後見人等報酬費用の助成を行う事業。

Pick Up

とよた市民後見人

～市民が後見人等として地域で活躍するまちを目指して～

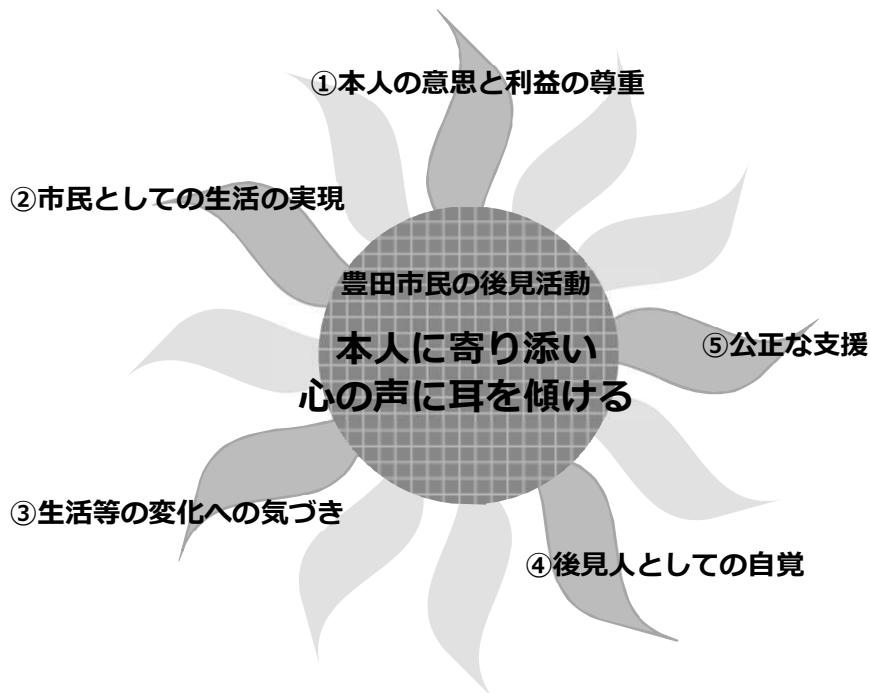
豊田市では、地域共生社会の実現を目指し、市民とともに創り上げる施策として、「とよた市民後見人の育成・共働」に取り組んでいます。

とよた市民後見人とは？

「とよた市民後見人養成講座」を修了し、家庭裁判所から後見人等としての選任を受けた市民のことです。本人だけでは難しい手続きや各種支払いを行うほか、権利擁護支援の視点を持った地域の支援者としても活躍します。

活動の理念としては、太陽を向いて咲き続ける「ひまわり（豊田市の花）」になぞらえ、「本人に寄り添い、心の声に耳を傾ける」こととしています。

■豊田市における「市民による後見活動」の理念と5つの視点



<受講者の声>

みんなの普段の暮らしの幸せのために、
後見人として役に立てたら、私も幸せだと思います。



目指す姿

- 本人・後見人等が気軽に相談でき、連携して支援できるチームが作られ、不正がなく安心して生活できる体制が整っています。
- 親族後見人や市民後見人においては、日常的な活動の中で疑問が生じる時、専門的な対応が必要な時、各種報告書・手続きに関する書類作成を行う時など様々な場面で、豊田市成年後見支援センターと専門職を中心としたバックアップが受けられています。
- 専門職後見人においても、それぞれの専門分野以外で生じる課題に対して、孤立することなく、豊田市成年後見支援センターのコーディネートを通じたチームでの支援の調整がされています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
[センター] センターで受任調整した案件に対し、後見人等確定後のチーム会議を実施した割合	100%*	➡

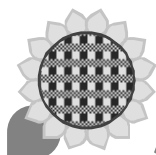
※平成 30 年 4 月～令和元年 10 月の期間で受任調整した 73 件（途中で本人が死亡したなどを除く）の状況



専門職による相談会

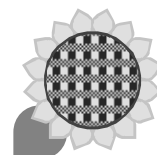
届出がもれると本人への大きな不利益となるので、ぜひ対応をお願いしたい。

<市内の司法書士>



本人視点を忘れない。

<認知症対応型
グループホーム管理者>



具体的取組

★重点

① 親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

【担当課】福祉総合相談課

- ・親族後見人や市民後見人が、判断に迷う場合や専門的な対応が必要な際に、適切な助言が受けられるよう、専門職と連携して相談会を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	試行実施を踏まえた本格開催	定期開催	〃	← 前半3か年の状況を踏まえて再設定 →		

★重点

② 送付先変更に係る手続き事務の簡素化

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

【担当課】福祉部関係各課

- ・後見人等に生じる時間的負担の解消に向け、本人に送付される郵便物を後見人等宛に送付するよう変更する手続き事務の簡素化を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	課題整理	対応策の検討	実施	← 前半3か年の状況を踏まえて再設定 →		

③ [○基礎] センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

- ・親族後見人や専門職後見人からの相談、市民後見人の日常的な活動支援などに応じ、アドバイスの実施や適切な助言者へのコーディネート、必要に応じたチーム会議の開催などを通じて、後見人等支援を実施します。

(4) 意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施

豊田市独自

目指す姿

- 判断能力が十分でなくても、日々の生活や人生において、自らの意思による選択ができるように、本人を中心とした支援が実施されています。
- 法定後見制度のみならず、自己決定権の尊重の観点や将来に向けた準備の視点から、任意後見制度やエンディングノートなどが、市民に浸透しています。

評価指標

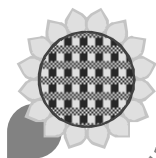
※この計画に関する取組だけが要因とならないので、この柱については設定しません。



意思決定支援ワークショップ

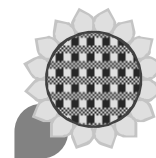
今日はわざわざ来てくれたのか？
(お話しをしにきました。)
ありがたいね。

<本人（被後見人）>



自分が支援を必要となった時、何が心配
で何をしてほしいのか考えてみよう。

<認知症高齢者の家族>



具体的取組

★重点

① 豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】地域包括ケア企画課、福祉総合相談課

- ・厚生労働省が発出している各種意思決定支援のガイドラインを踏まえ、豊田市在宅医療・福祉連携推進会議¹⁰の意思決定支援ワーキンググループに豊田市成年後見支援センターも参画しながら、豊田市における支援者が意思決定支援を行う際に配慮するポイントを整理します。
- ・ポイント集作成後は、研修や出前講座等を通じて、啓発を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	ポイント集の普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	〃			

② [○基礎] エンディングノート¹¹の活用による普及と内容の充実

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・意思決定支援の重要性や、将来に向けた準備の中から成年後見制度の理解を深めるため、「エンディングノート」を活用した啓発を実施します。



豊田市成年後見支援センター発行の「エンディングノート」

¹⁰ 豊田市の医療・福祉関係者で構成される会議で、本市の在宅療養の推進に必要な施策等の検討を行う組織。

¹¹ 判断能力が不十分になったときや、死後などの将来に備え、あらかじめ自身の希望を書き留めておくノート。意思決定支援の観点からも、一度書いたら終わりではなく、更新し続けていくことが重要。

(5) 地域で暮らし続ける基盤・環境づくり

豊田市独自

目指す姿

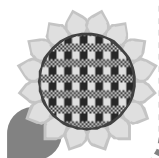
- 成年後見制度を利用しているか利用していないかに関わらず、地域で暮らし続けるための基盤となる取組が拡充しています。
- 成年後見制度は、身近な地域で暮らし続けるための手段・支援策の一つであるため、関連する居住支援の取組や狭間の支援といった、その他の手段・支援策についても充実しています。

評価指標

※この計画に関する取組だけが要因とならないので、この柱については設定しません。

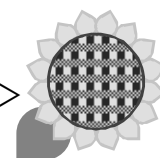
近所の人に見守られながら、本人のできないことを手助けしてくれる支援があれば安心です。

<精神障がい者の家族>



認知症や障がいがあっても安心して尊厳ある生活が送れる豊田市を目指す。

<地域包括支援センター職員>



具体的取組

★重点

① 身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉部関係各課

- ・身寄りのない市民等が入所・入院する際に生じる身元保証について、ガイドラインを踏まえ、施設や病院等との共通理解を進めます。
- ・任意後見制度や委任契約¹²、死後事務委任契約¹³、相続財産管理人¹⁴制度などの組合せを想定しつつ、身元保証支援の公的な仕組みについて検討を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	実態調査	課題整理	対応策の検討	← 前半3か年の状況を踏まえて再設定 →		

② 【○基礎】 本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・本人を含むすべての方が安心して地域で暮らし続けるために、「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「豊田市障がい者ライフサポートプラン（障がい者計画・障がい福祉計画）」、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」に位置付けられた取組を推進します。

③ 【◇懸案】 居住支援に関する取組との連携策の検討

- ・身寄りのない本人が保証人を得られないときなどに対しても入居が可能となる環境づくりや、賃貸住宅に暮らす本人が自宅での看取りを希望したときにおいても、意思が尊重されるような支援体制を構築するため、居住支援との連携策を検討します。

¹² 当事者が法律行為をすることを委任し、受任者がこれを受託して実施する契約。

¹³ 委任契約の一種であり、当事者が第三者（個人、法人を含む。）に対し、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等についての代理権を付与して、死後の事務を委任する契約。

¹⁴ 相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）に、申立てにより家庭裁判所が選任した相続財産の管理人のこと。相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させる。



Pick Up 本人情報シート

～本人にまつわる情報を本人のために伝えていく～

本人情報シートは、日頃から本人を支えている福祉の支援者が、本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式です。また、家庭裁判所において、本人の判断能力と後見人等選定の検討資料としても活用されます。

ケアマネジャーや相談支援専門員、施設・病院の相談員、地域包括支援センター職員、成年後見支援センター職員、市のケースワーカーなどが既存のチームで得ている情報を整理し、本人情報シートを通じて医師や家庭裁判所に伝えることで、診断や審判が適切に行われることにつながります。

本人の状態・状況の変化に応じた適切な支援の実現が図られますので、豊田市では福祉の支援者に対して、作成の協力を仰いでいます。

また、豊田加茂医師会の協力のもと、診断書の書式改訂と合わせて、すべての医師に周知していただいたことで、シートの活用について着実に定着してきています。

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審判のために提出していただくことと想定しています。
※ この書面は、本人が伝える福祉関係者の功によって作成されることを想定しています。
※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい場合等は、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人氏名： _____ 生年月日： 年 月 日	作成者氏名： _____ 印 職業（資格）： _____ 連絡先： _____ 本人との関係： _____
----------------------------	--

1 本人の生活場所について
 自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）
 施設・病院
 → 施設・病院の名称 _____
 住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について
 介護認定（認定日 年 月）
 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）
 非該当
 障害支援区分（認定日 年 月）
 区分（1・2・3・4・5・6） 非該当
 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称）（判定）
 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について
 (1) 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
 （今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について
 日によって変動することがあるか あり なし
 （※ ありの場合は、良い状態を以下のアからエまでチェックしてください。
 エの項目は当てはまりません。）
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
 ほとんど伝達できない できない
 イ 日常的な行為に関する理解について
 理解できる 理解できない場合がある
 ほとんど理解できない 理解できない
 ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
 記憶できる 記憶していない場合がある
 ほとんど記憶できない 記憶できない

1/2

本人情報シート様式

エ 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支援となる精神・行動障害について
 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある
 （精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について
 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について
 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
 （支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等）

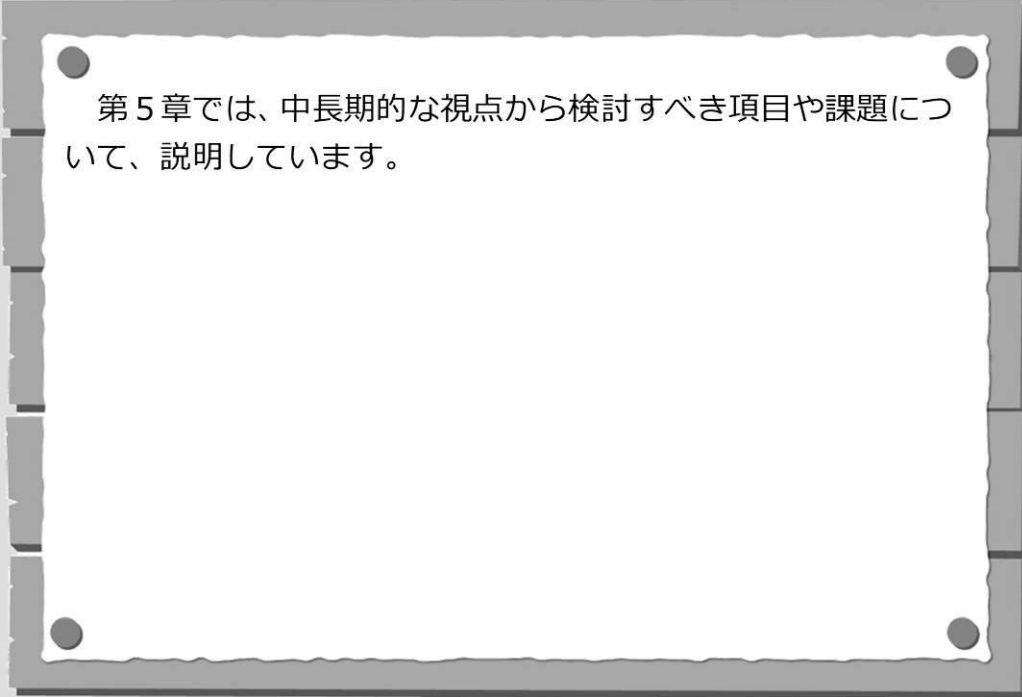
4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
 （※ 課題については、親に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。）

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識
 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明していません、知らない。
 その他
 （上記チェックボックスを選択した理由や背景（事情等）

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
 （※御意見があれば記載してください。）

2/2

第5章 さらなる体制の充実・強化に向けて



第5章では、中長期的な視点から検討すべき項目や課題について、説明しています。

広報機能について

任意後見制度の推進及び保佐・補助類型の活用

- 任意後見制度は、十分に判断できるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活に関する事務をお願いしておく制度です。また、保佐・補助類型は本人の判断能力や状況に応じた支援が受けられる制度です。
- 自らの意思の尊重や実現の観点、また、この計画の姿勢である予防的かつ積極的な権利擁護支援にもつながりますし、さらなる充実が望まれる軽度の認知症支援の一つとしても捉えることができますので、任意後見制度を推進していく取組や保佐・補助類型の利用の検討ができる啓発が今後必要になると考えられます。

自らの立場から同様の立場の方に伝える「(仮) 後見サポーター」の発掘・育成

- 成年後見制度の説明はセンターで実施しています。一方で、例えば親亡き後を心配する保護者であれば、実際に親族後見人をしたことのある方の経験談、サービス提供事業者であれば、実際に利用者の支援で成年後見制度を進めた際のノウハウなどを伝えた方がより理解しやすく、我が事として捉えられます。
- 各々の立場から、成年後見制度の重要性や権利擁護支援の大切さを伝えることのできる「(仮) 後見サポーター」の発掘・育成が今後必要になると考えられます。



相談機能について

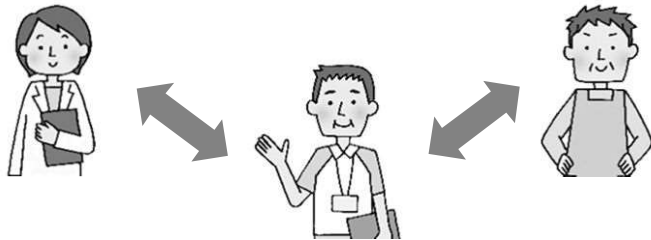
「(仮) サブアドバイザー」制度の導入による専門性の強化と地域の専門職の育成

- 現在、豊田市成年後見支援センターではアドバイザー制度を設け、様々な場面で専門職による支援を受ける体制を整えています。
- 今後、さらなるニーズの高まりに対し、アドバイザーだけでは対応できなくなることも想定されるため、「(仮) サブアドバイザー」を導入し、センター支援の強化を図ることも必要になると考えられます。
- また、センターに密に関わる専門職が複数になることで、アドバイザー及び(仮)サブアドバイザー間のノウハウの共有や経験の蓄積が期待でき、地域の専門職の育成にもつながると考えられます。

利用促進機能について

チーム内での情報共有の仕組みづくり

- 本人の意思決定支援を進めるには、チーム員それぞれが持つ情報を適切に共有することが重要です。チーム会議等での効率化も視野に、チーム内での情報共有をICT¹⁵技術などにより行う仕組みづくりが今後必要になると考えられます。



後見人支援機能について

中核機関の「(仮) 中和機能 (意思決定支援のスーパーバイズ¹⁶機能)」の検討

- 本人の意思とチームの支援方針が異なる場合、後見人等は両者の間に挟まれて迷うこともあります。中核機関は後見人等の立場を深く理解することができるとともに、支援者の立場も理解できますので、チーム会議の開催等を通じ、専門職との連携も踏まえ、意思の実現について客観的・俯瞰的に整理を行う「(仮) 中和機能 (意思決定支援のスーパーバイズ機能)」の検討が今後必要になると考えられます。

専門職団体との連携による後見人等に対する苦情対応

- 本人や家族からの後見人等に対する苦情への対応も必要となります。現在は、後見人等支援の一環として相談を受け付けていますが、今後は、例えば第三者委員会の設置や、専門職団体での対応につなぐ仕組みづくりなど後見人等に対する苦情対応も必要になると考えられます。

¹⁵ Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術。

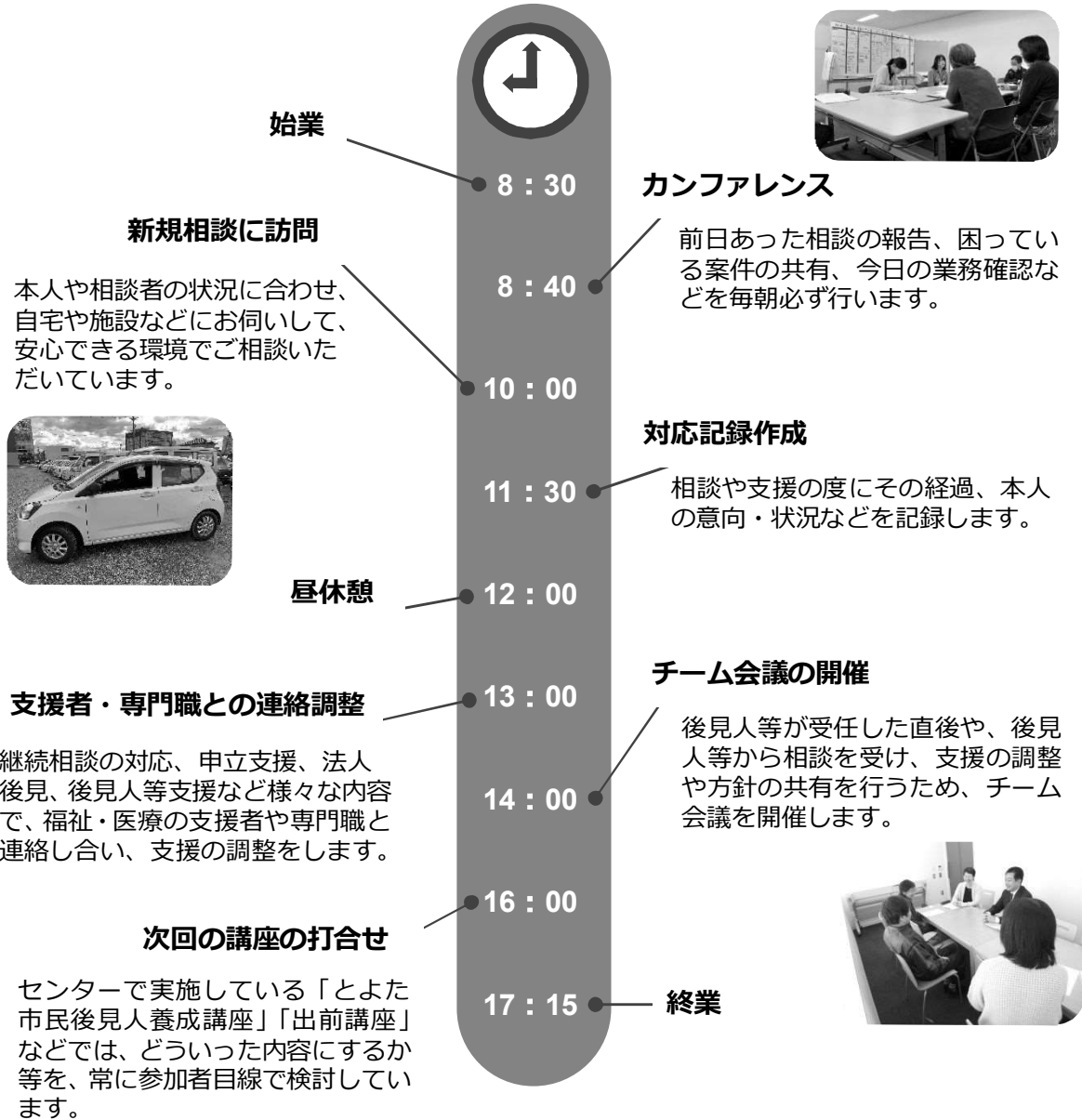
¹⁶ スーパーバイザー (監督者又は管理者。スーパーバイザーに対してスーパービジョンを行う熟練した指導者のこと。) が、援助者であるスーパーバイザーから、担当している事例の内容、援助方法について報告を受け、それに基づきスーパーバイザーに適切な援助指導を行うこと。機能として、①管理的機能、②教育的機能、③支持的機能の三つが挙げられる。

Pick Up

豊田市成年後見支援センターの1日

～中核機関としての奮闘の日々と権利擁護支援への想い～

豊田市成年後見支援センターでは、相談対応から法人後見での支援、啓発、チーム会議、事業企画など様々な業務を通じ、市民の権利擁護支援のため毎日奮闘しています。



センターでは「一人ひとりの希望をかなえ、尊厳を守る」をモットーとし、ご本人が安心して暮らせるように、様々な支援を進めていきます。



センター職員より

第6章 計画の管理体制

第6章では、この計画の推進にあたり、進行管理や評価体制について説明しています。

内容

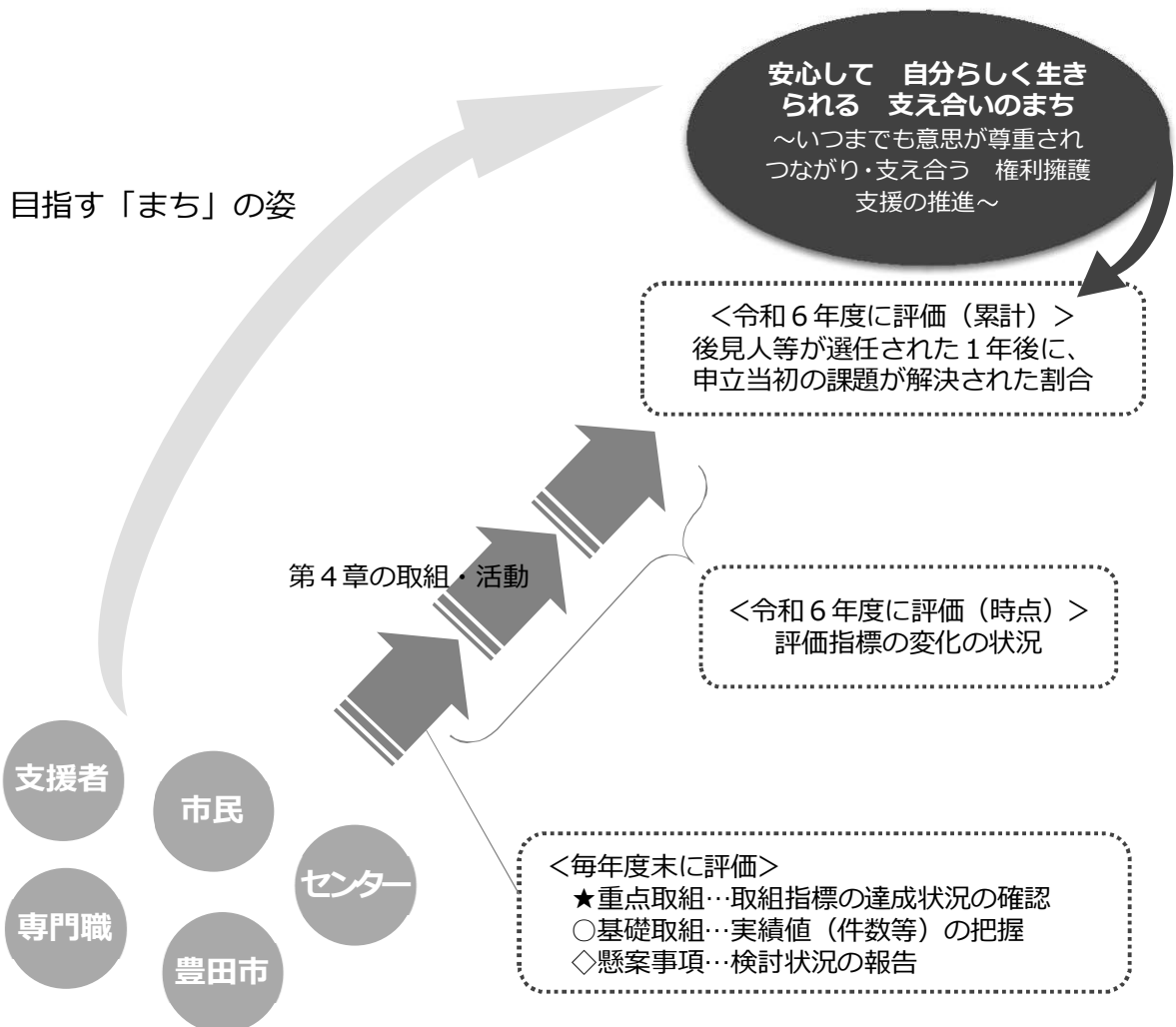
- 1 計画の進行管理
- 2 計画の評価体制

1 計画の進行管理

- 「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していきます。
- 「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行います。
- 「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていきます。

2 計画の評価体制

- 計画全体の評価については、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を行います。
- 市民目線、専門的視点からの進捗状況の評価した上で、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じた見直しなどを行います。



むすびに

「安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち」の実現を目指して

本市は、世界をリードするものづくり産業の中核都市として、そして、スポーツや歴史、文化、芸術を始めとした魅力や豊かな自然からなる多様性の溢れる都市として発展してきましたが、超高齢社会の進展により暮らしぶりが大きく変化し始めています。



本市では、第8次豊田市総合計画の重点施策である「超高齢社会への適応」において、安心して自分らしく暮らすことができる多世代共生のまちの実現を目指しております。本計画では、成年後見制度を中心に権利擁護支援に関して、地域のつながりから早期発見・早期支援を行う仕組みづくりと、成年後見制度の利用後も意思が尊重され、安心して暮らし続けることを目指す福祉・医療・司法などの多機関・多職種の連携・協力づくりを一体的進めてまいります。

現代社会では買い物や住まい、サービスなどすべての生活に「契約」という行為が必要であることから、成年後見制度は市民生活のすべてに寄り添う制度とも言えます。

そのため、本計画に掲げられた取組の推進にあたっては、行政による公的な支援だけでなく、本市がこれまで培ってきた市民との共働や、在宅医療施策に代表される福祉と医療の連携に加え、新たな協力先である弁護士や司法書士そして家庭裁判所といった司法分野との連携が必要になり、社会全体での推進が求められております。

本市は、豊田市社会福祉協議会とともに、これらの連携の中心として取り組んでいくとともに、SDGs 未来都市として、本計画の推進を通じ、認知症や障がいにより判断能力が十分でなくとも、社会での役割を持ち続け、誰一人として取り残さない持続可能な社会の構築を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重な意見をいただいた皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

豊田市長 太田 稔彦

ごあいさつ

豊田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活等に支障のある人の権利擁護を図るため、平成 29 年度より豊田市成年後見支援センター（以下「センター」という。）事業を豊田市より受託しました。



センター開設以降、初年度の相談者実件数は年間計画 100 件に対して 296 件、当初想定した人数の約 3 倍、翌年度は年間計画 250 件に対して 273 件と、多くの市民にご利用いただきました。

今後、高齢化の進展や一人暮らしの高齢者の増加、障がい者の地域生活への移行などを背景に、成年後見制度のニーズは確実に増加することが予想されます。

このような状況の中、判断能力が不十分な状態になったとしても、ご本人の尊厳を守り、住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく安心して暮らしていただくためには、権利擁護の支援体制を計画的に整備していくことが求められています。

これまでの取り組みを踏まえ、社協はこのたび令和 2 年度から令和 7 年度までを計画期間とする「豊田市成年後見制度利用促進計画」を豊田市と一体的に策定いたしました。

社協は、この計画に基づき各取組の目標を達成するため、着実に事業を展開してまいります。しかしながら事業の円滑な実施と目標達成には、住民の皆様や民生委員児童委員をはじめ、地域の様々な関係機関と連携・協働が不可欠です。

今後ともセンターの事業推進にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました豊田市成年後見・法福連携推進協議会委員の皆様をはじめ、多くの住民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会

会長 柿島 喜重

資料編

資料編では、策定の経過や統計データ、策定の検討を行った会議体等について、まとめています。

▶ 内容

- 1 策定の経過
- 2 調査等の概要
- 3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱
- 4 豊田市成年後見支援センター定例会運営要領
- 5 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- 6 統計情報

1 策定の経過

年月	実施事項
平成 30 年 3 月 16 日	平成 29 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 3 回会議 ＜議事＞ 豊田市における計画の策定方針について報告
平成 30 年 6 月 29 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 1 回会議 ＜議事＞ 現状と課題について協議 アンケート・ヒアリングの調査設計の協議
平成 30 年 7 月～9 月	福祉及び医療の支援者向けアンケートの実施
平成 30 年 8 月 16 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 2 回会議 ＜議事＞ 市民後見人の育成方針（素案）について協議 意思決定支援に関する取組の方向性について報告
平成 30 年 9 月	地域福祉に関する市民、自治区長、民生委員・児童委員アンケートの実施 （一部に成年後見制度に関する設問）
平成 30 年 9 月～1 月	専門職向けアンケートの実施
平成 30 年 11 月 9 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 3 回会議 ＜議事＞ 計画骨子及び取り組むべき課題について協議
平成 30 年 11 月 26 日	豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会、豊田市地域福祉活動計画 策定委員会に対して、進捗状況を報告
平成 31 年 1 月 31 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 4 回会議 ＜議事＞ 市民後見人の育成方法・報酬について協議 診断書・本人情報シートに関する情報提供
平成 31 年 3 月 27 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 5 回会議 ＜議事＞ 計画の理念（案）・施策体系（案）について協議
令和元年 6 月 21 日	令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 1 回会議 ＜議事＞ 計画の基本構想（案）・取組（案）について協議
令和元年 7 月 22 日	豊田市社会福祉審議会・障がい者専門分科会に対して、第 2 次豊田市地 域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせて進捗状況を報告
令和元年 7 月 23 日	豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会、豊田市地域福祉活動計画 策定委員会に対して、進捗状況を報告
令和元年 7 月～ 令和 2 年 2 月	個別ヒアリングの実施
令和元年 8 月 9 日	豊田市社会福祉審議会・高齢者専門分科会に対して、第 2 次豊田市地 域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせて進捗状況を報告
令和元年 11 月 8 日	令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 2 回会議 ＜議事＞ 計画（素案）について協議
令和元年 11 月～12 月	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 14 日	令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 3 回会議 ＜議事＞ 計画最終案について協議

2 調査等の概要

(1) アンケート調査

■ 市民・地域の関係者

調査客体	対象数	調査方法	実施期間	回収率
一般市民	4,000	地域福祉計画のアンケート内で実施 (郵送送付・回答)	平成 30 年 9/10～10/1	42.7%
自治区長	301			90.4%
民生委員	597			85.1%

■ 福祉及び医療の支援者[※]

調査客体	対象数	調査方法	実施期間	回収率
地域包括支援センター	27	メール送付・回答	平成 30 年	100.0%
居宅介護支援事業所	74	郵送送付・回答	9/18～10/5	64.9%
障がい者相談支援事業所 地域活動支援センター I 型	13	メール送付・回答	平成 30 年 9/26～10/15	92.3%
指定特定相談支援事業所	9	メール送付・回答	平成 30 年 10/5～10/22	66.7%
生活困窮自立支援機関	1	直接配布・回答		100.0%
社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業)	1	直接配布・回答	平成 30 年 9/18～10/5	100.0%
社会福祉協議会 (生活支援員派遣事業)	1	直接配布・回答		100.0%
医療ソーシャルワーカー	26	直接配布・回答	平成 30 年 7/13～8/10	84.6%

※日本福祉大学権利擁護研究センター（代表研究者：平野 隆之）が行った、平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に関する調査研究事業」の一環として実施。

■ 専門職

調査客体	対象数	調査方法	実施期間	回収率
弁護士（市内・近隣）	121	郵送送付・回答	平成 30 年 9/18～10/5	41.3%
司法書士（市内・近隣）	49		平成 30 年 10/11～10/31	34.7%
社会福祉士（市内・近隣）	26		平成 31 年 1/15～1/31	69.2%

(2) 個別ヒアリング

	団体名等
本人・家族	市長申立により制度を利用し、センターが後見人等となっている被後見人等
	あけぼの会
	第二ひまわり家族会
	暖家族会
	豊田市育成会企画委員会
	認知症介護家族会
施設関係者	小原寮（社会福祉法人昭徳会）
	特別養護老人ホーム施設長会議
	豊田市介護サービス機関連絡協議会 グループホーム部会 代表者
医療関係者	精神科病院の精神保健福祉士
	豊田市介護サービス機関連絡協議会 訪問看護部会 代表者
高齢者支援関係者	地域包括支援センター
	基幹包括支援センター
	認知症初期集中支援チーム
	豊田市介護サービス機関連絡協議会 ケアマネ部会 代表者
障がい者支援関係者	豊田市地域自立支援協議会 担当者会議
専門職・裁判所	愛知県弁護士会
	愛知県弁護士会西三河支部 高齢者障害者委員会
	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
	成年後見センター・リーガルサポート豊田地区
	愛知県社会福祉士会 成年後見制度利用促進委員会
	名古屋家庭裁判所
有識者	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授 永田 祐氏
	中央大学 法学部 教授 新井 誠氏
	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員 法テラス埼玉法律事務所 水島 俊彦氏（弁護士）
	成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 西川 浩之氏（司法書士）
	日本社会福祉士会 理事 星野 美子氏（社会福祉士）

(3) パブリックコメント

項目	内容
実施期間	令和元年 11 月 18 日から令和元年 12 月 17 日まで
パブリックコメント実施の公表時期	・ ホームページ 令和元年 11 月 1 日 ・ 広報とよた 令和元年 11 月号
資料設置場所	豊田市ホームページ、豊田市役所、市政情報コーナー、各行政支所・出張所、交流館、社会福祉協議会、社協支所
意見の提出方法	豊田市役所への直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール（E-モニターを含む）
意見数	165 人（紙提出 2 人、E-モニター 163 人）、計 202 件

3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

(委員)

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 愛知県弁護士会に属する者
- (2) 愛知県司法書士会に属する者
- (3) 愛知県社会福祉士会に属する者
- (4) 豊田加茂医師会に属する者
- (5) 医療相談員である者
- (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者
- (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 推進協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
愛知県弁護士会に属する者	19,700円
愛知県司法書士会に属する者	
豊田加茂医師会に属する者	
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円
医療相談員である者	
豊田市地域自立支援協議会に属する者	
他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者	

豊田市成年後見・法福連携推進協議会 委員名簿（令和2年3月末現在）

委員名	所属等
○杉本 みさ紀	愛知県弁護士会
前田 裕之	愛知県司法書士会
近藤 孝	愛知県社会福祉士会
加藤 真二	豊田加茂医師会
杉村 龍也	J A 愛知厚生連 豊田厚生病院
川合 保之	豊田市基幹包括支援センター
阪田 征彦	豊田市地域自立支援協議会

○会長

事務局

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市成年後見支援センター（豊田市社会福祉協議会）

オブザーバー

名古屋家庭裁判所 岡崎支部

4 豊田市成年後見支援センター定例会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「法」という。）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下、「国基本計画」という。）の趣旨に基づき、豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」という。）が実施する定例会の運営についてのルールを定めるものである。

(構成)

第2条 定例会は、以下の構成員をもって組織する。

- ・豊田市 福祉部 福祉総合相談課職員（中核機関）
- ・センター職員（中核機関）
- ・センター3専門職アドバイザー（弁護士・司法書士・社会福祉士）

(実施内容)

第3条 定例会において、実施する内容は以下のとおりとする。

(1) 相談・申立支援の対応状況の確認

センターが受け付けた相談又は申立支援を行う原則すべての案件について、進捗確認や申立人の調整など対応方針の検討を行うことで、円滑かつ適切な権利擁護を図る。

(2) 候補者調整の実施

別添1に基づき、本人の状況等に応じた成年後見人等が選任できるように、その候補者の調整を行う。

(3) 後見人支援の対応状況の確認

後見人支援を行う原則すべての案件について、別添2に基づくチーム会議の開催状況などの進捗確認や対応方針の検討協議を行うことで、後見人等の適切な後見等活動を支援する。

(4) センター実績前月分の報告

定例会開催月の前月の実績を構成員にて共有する。なお、この報告をもって、「豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書」に規定される定期報告がなされたものとする。

(5) その他、各機関が有する情報等の交換、意見交換の実施

(開催)

第4条 定例会は、センター長が第2条に規定する構成員を招集し開催する。なお、成立条件として、福祉総合相談課職員及びセンター職員の参加は必須とし、3専門職アドバイザーについては2名以上の出席があれば成立するものとするが、欠席し

たアドバイザーについてもセンターから報告を行い、検討協議を行ったものについては追認を求めることとする。

- 2 センター長は、必要に応じ家庭裁判所にオブザーバーとしての同席を求めることとする。なお、オブザーバーは決定権を有さず、第3条（2）の候補者調整には同席しない。
- 3 センター長は、福祉総合相談課に事前の承認を得た上で、第2条に規定される構成員以外の者の定例会への出席を許可することができる。なお、これにより出席する者は決定権を有さない。また、出席する者は当日に出席者記録簿に記名し、センターはこの参加状況を保管しておくものとする。
- 4 定例会は、概ね1か月ごとに実施するものとするが、開催日時や場所については定めず随時調整を行う。
- 5 第3条に規定される実施内容において急を要するものについては、定例会の開催を待たず、第2条に規定される構成員に対しセンターが稟議を行うことで、会の開催を経たものと同様に扱うことができる。
- 6 個人情報の取り扱いについては十分な注意を図り、福祉総合相談課職員及びセンター職員、アドバイザー以外の参加者は、使用した資料のうち個人情報の記載のあるものを全て返却するものとする。

（事務局）

第5条 定例会の事務局は、センターとする。

（内規の改正）

第6条 本要領で定める内容について、改正する必要がある場合は定例会の構成員の合議で決めるものとする。

（その他）

第7条 本要領で定める内容のほか、必要な事項は豊田市福祉部福祉総合相談課とセンターで協議して決めることとする。

附 則

本要領は、平成30年4月1日より施行する。

候補者調整の運用等について

1 対象とする案件

センターが相談を受け付け、申立に移行する案件（市長申立案件を含む）のうち、本人の希望や状況等を踏まえ、第三者後見人の選任が適当と想定される全ての案件。ただし、急を要する案件については、この限りでない。

2 候補者調整の基本的な運用方法

- (1) センターは、様式第1号で定める豊田市成年後見支援センター支援シートを作成する。
- (2) 定例会において、別表第1の基準を参考に構成員の合議にて、本人の希望や状況等を鑑み適当と想定される職種等を選定する。
- (3) センターは、(2)により法律専門職又は福祉専門職が妥当と判断された場合、以下の流れに沿って具体的な候補者の推薦を得るものとする。
 - ① 弁護士が妥当だと判断された場合
アドバイザー弁護士の助言を踏まえ、市内若しくは近隣市町の弁護士に内諾を得た上で、豊田市と愛知県弁護士会とで締結した「豊田市における成年後見人等候補者の受任調整等の協力に関する覚書」の第2条に基づき、愛知県弁護士会所属の弁護士に内諾を得て、候補者とする。
 - ② 司法書士が妥当だと判断された場合
アドバイザー司法書士の助言を踏まえ、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部所属の司法書士に内諾を得て、候補者とする。
 - ③ 社会福祉士が妥当だと判断された場合
アドバイザー社会福祉士の助言を踏まえ、一般社団法人愛知県社会福祉士会愛知ぱあとなあセンター所属の社会福祉士に内諾を得て、候補者とする。
- (4) センターは、(2)～(3)の協議内容について、様式第2号で定める候補者調整結果シートに記録するとともに、法人を候補者として申立する場合は、記録を参考用紙として申立書に添付する。

別表第1（第3条、別添1関係）候補者調整の基準

法律的支援の視点	福祉的支援の視点	法人後見の必要性
1 債務整理、法的係争の可能性がある 2 不動産の売却や相続手続きなどの支援が必要 3 法的な問題は特にない	1 支援の枠組みが不十分であり、福祉関係者のネットワークが出来ていない 2 すでに支援体制が整備されており、今後も継続して福祉的な支援が必要	1 頻回な支援、訪問が求められる 2 報酬が見込めない 3 センターが申立支援を行っている 4 利益相反にならない 5 センター以外の受け手がない
1 →弁護士が候補 2 →弁護士、司法書士が候補 3 →法律専門職以外も候補	1 →福祉専門職が候補 2 →福祉専門職以外でも候補	1～5 →法人が候補 1～5 いずれにもあてはまらない →法人以外も候補

チーム会議について

1 趣 旨

成年後見人等が選任された後、できるだけ早期の段階でセンターが相談対応時から蓄積している情報を成年後見人等と共有するとともに、合わせて各支援機関の役割分担や課題の確認、対応の方向性を検討し、適切に支援を受けられる体制（チーム）を構築する。

2 対象とする案件

センターが相談対応と申立支援を実施した案件のうち、成年後見制度を利用するもの。なお、後見人等から相談を受け、後見人支援を実施する必要がある場合も同様の対応を行うものとする。

3 チーム会議の基本的な運用方法

就任時報告の期限である成年後見人等が選任されてから1か月以内に開催するものとし、センターは本人に関係性のある支援者又は支援機関（以下、「支援者」という。）を招集し、情報共有や対応方針の協議を行う。

ただし、本人や成年後見人等、支援者等の状況を鑑み、センター長が会議形式での開催が不適と判断した場合は、支援者等の情報を収集し、個別にセンターが訪問して情報提供を行うなどの対応でも差し支えない。

5 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい及び精神障がいにより判断能力が十分でない者の権利擁護のために、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用について、費用を負担することが困難である者に対し、豊田市がその費用を助成するうえで必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 審判請求費用の助成の対象者は、審判請求を行った者（以下、「申立人」という。）のうち、第2項各号のいずれかに該当する者とする。

2 後見人等報酬費用の助成の対象者は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された者（以下「被後見人等」という。）のうち、原則として豊田市に住民登録され、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付等を受けている者
- (3) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号）で規定する要件に該当する者
- (4) その他市長が認める者

(審判請求費用等の助成)

第3条 助成対象費用は、審判の請求に要する費用及び後見人等と成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「後見監督人等」という。）の報酬の全部又は一部とする。

2 審判請求費用の助成については、被後見人等が原則として豊田市に住民登録され、かつ前条第2項各号のいずれかに該当する者であること。また、後見人等が付されなかった場合は、助成を行わないこととする。

3 被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が後見人等又は後見監督人等となっている場合には、報酬についての助成を行わないこととする。

4 助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、当該被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬の全部又は一部を受領することができないときは、報酬を付与するとされた後見人等と後見監督人等を助成の対象とする。

(助成額の範囲)

第4条 審判の請求に要する費用は、これに要した費用に相当する額とする。

2 後見人等と後見監督人等の報酬に対する助成は、家庭裁判所が報酬額として審判した金額とする。ただし、報酬助成金額は、後見人等又は後見監督人等一人あたり、厚生労働省の定める社会福祉施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円（家庭裁判所が審判した対象期間の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り1月とみなす。）を限度とする。

（審判請求費用の助成方法）

第5条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、様式第1号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第2号により申立人に通知するものとする。

（後見人等報酬費用の助成方法）

第6条 後見人等と後見監督人等の報酬の助成を受けようとする者は、様式第3号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

（審判請求費用等の支払）

第7条 第5条及び前条の規定により、助成の決定を受けた者は、様式第5号により、審判請求費用等をすみやかに市長に請求するものとする。

2 市長は、請求があった日から30日以内に審判請求費用等を前項の請求を行った者が指定する金融機関の口座に支払うものとする。

（後見人等の報告義務）

第8条 後見人等報酬費用の助成を受けている者の後見人等及び後見監督人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

（後見人等報酬費用の返還）

第9条 市長は、不正な手段により報酬費用の助成を受けた後見人等及び後見監督人等があるときは、その後見人等及び後見監督人等から助成した報酬費用を返還させることができる。

（後見人等報酬費用助成の中止）

第10条 市長は、後見人等報酬費用助成の対象者が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合は、助成金の受給資格を中止する。（豊田市が介護保険法（平成9

年法律第123号)の規定により保険者となっている場合、その他法令等の規定により援護を行っている場合を除く)

(情報の取り扱い)

第11条 市長は、申立人及び被後見人等又は後見人等の同意を得たうえで、被後見人等に必要な支援を行うことを目的として、本事業に係る情報を豊田市成年後見支援センターに提供できるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

6 統計情報

広報機能に関するもの

センター広報実績

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	19	42							

〔単位〕回 〔出典〕センターが実施した出前講座の回数

相談機能に関するもの

センター相談実績

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	296	273							
－	2,566	2,046							

〔単位〕(上)件 〔出典〕(上)センターに成年後見制度に関する相談をした実人数

〔単位〕(下)回 〔出典〕(下)センターの成年後見制度に関する相談対応の延べ回数

利用促進機能に関するもの

センター申立支援実績

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	115	77							

〔単位〕名 〔出典〕センターが申立支援に関わった実人数

とよた市民後見人養成講座受講実績

①申込者数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	－	－	22						

〔単位〕人 〔出典〕とよた市民後見人養成講座に申し込んだ市民の人数

②修了者数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	－	－	17						

〔単位〕人 〔出典〕とよた市民後見人養成講座を修了した市民の人数

とよた市民後見人活動実績

①バンク登録者数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	－	－							

[単位] 人 [出典] 当該年度末時点のバンク登録者の人数

②受任者数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	－	－	－						
－	－	－	－						

[単位] (上) 人 [出典] (上) 当該年度末時点に後見受任をしている市民後見人の人数

[単位] (下) 人 [出典] (下) 当該年度末までに後見受任をした市民後見人の延べ人数

法人後見受任実績

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	24	40							
－	24	43							

[単位] (上) 名 [出典] (上) 当該年度末時点にセンターで法人後見受任をしている人数

[単位] (下) 名 [出典] (下) 当該年度末でのセンターで法人後見受任をした累計人数

後見人支援機能に関するもの

センター後見人支援実績

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	87	77							

[単位] 件 [出典] センターが後見人支援を行った実人数

チーム会議開催実績

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
－	43	61							

[単位] 回 [出典] センターが開催・参加したチーム会議の回数（受任時以外も含む）

その他、成年後見制度に関するもの

市長申立実績

①「老人保健福祉法」に基づくもの

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0	6	19							

〔単位〕件 〔出典〕当該年度内に家庭裁判所に市長申立を実施した件数

②「知的障がい者福祉法」に基づくもの

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0	1	0							

〔単位〕件 〔出典〕当該年度内に家庭裁判所に市長申立を実施した件数

③「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」に基づくもの

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0	0	4							

〔単位〕件 〔出典〕当該年度内に家庭裁判所に市長申立を実施した件数

成年後見制度利用支援事業実績

①高齢者分

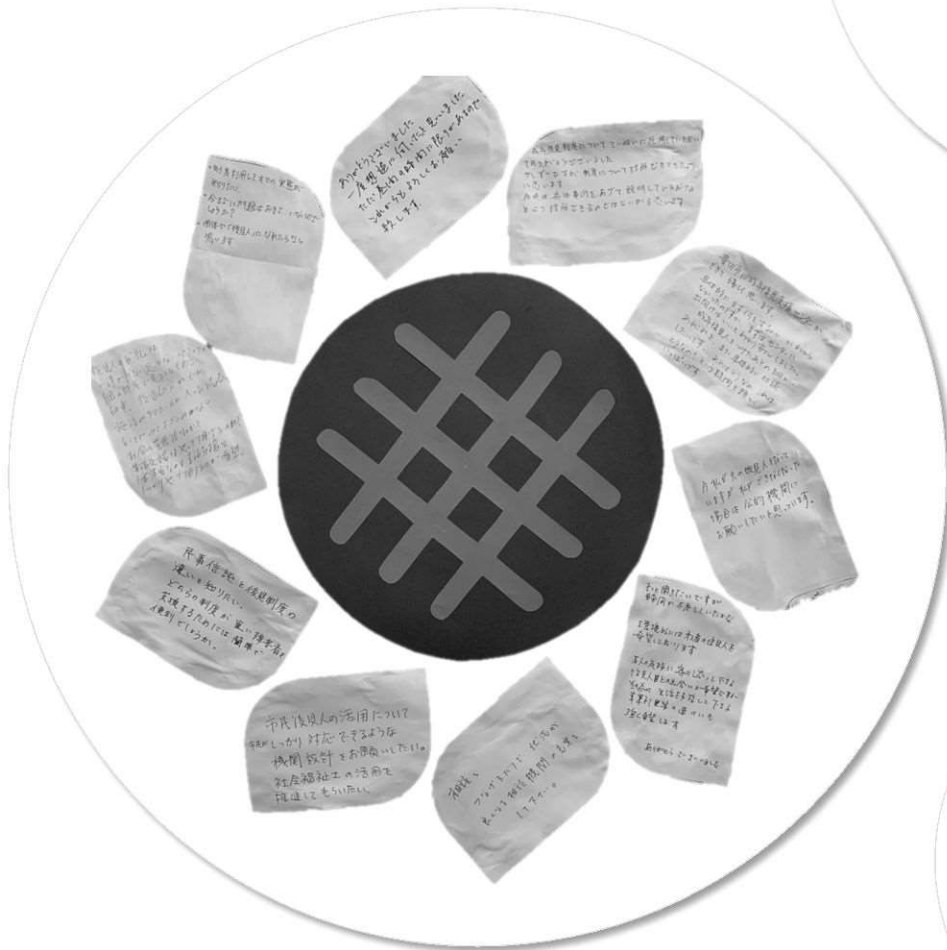
H28	H29	H30	R1	R2
1	5	10		
140,000	840,000	1,082,782		
R3	R4	R5	R6	R7

〔単位〕（上）件、（下）円 〔出典〕当該年度内に助成決定した件数及びその金額

②障がい者分

H28	H29	H30	R1	R2
3	3	13		
470,000	490,000	2,155,000		
R3	R4	R5	R6	R7

〔単位〕（上）件、（下）円 〔出典〕当該年度内に助成決定した件数及びその金額



豊田市成年後見制度利用促進計画

令和2年3月 発行

発行／豊田市・豊田市社会福祉協議会

編集／豊田市 福祉部 福祉総合相談課・豊田市成年後見支援センター

- この冊子は、「ユニバーサル市役所とよたガイドライン」に沿って作成しています。
- この冊子は、「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者就労移行支援・就労継続支援B型事業所に印刷をお願いしました。
- 表紙の作成にあたっては、高齢者・障がい者の方に御協力いただきました。